

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 8 月 1 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700041号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700013号

第1 結論

平成4年7月から平成10年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年7月から平成10年7月まで

私は、平成10年8月に婚姻し、同年9月にA市からB市に転居したが、未納の国民年金保険料の納付書が自宅に郵送されてきたので、B市に転居する前に、A市役所C支所で、未納分の国民年金保険料として十数万円以上の金額を納付した。間違いなく未納分の国民年金保険料を納付したので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年8月に婚姻してから同年9月にB市へ転居するまでの間に、A市役所C支所で、自宅に郵送された国民年金保険料の納付書により、未納分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間の始期である平成4年7月28日の国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更手続きについて、請求者が所持する国民年金の記号番号が記載された年金手帳には、請求者が当該種別変更手続きを行ったことをうかがわせる記載は確認できないところ、社会保険オンラインシステムの記録によると、平成10年9月16日に当該種別変更処理が行われていることが確認できる。この種別変更処理が行われるまで、請求者は請求期間において、国民年金第3号被保険者と記録されており、制度上、国民年金第3号被保険者は、国民年金保険料を納付する必要はないため、請求期間当時、請求者に国民年金保険料の納付書が発行されることはない。

また、平成10年9月16日の種別変更処理時点において、請求期間のうち平成4年7月から平成8年7月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求期間のうち平成8年8月から平成10年3月までの期間に係る国民年金保険料は、上記の種別変更処理が行われた平成10年9月16日以降に、社会保険事務所(当時)において発行される納付書により納付することとなるが、請求者の戸籍の附票によると、請求者は

上記の種別変更処理が行われる前の同年9月14日にA市からB市に転居していることが確認でき、転居後に行われた種別変更処理により発行される納付書を使用して、A市で国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、請求期間のうち平成10年4月から同年7月までの期間に係る国民年金保険料は、社会保険事務所が発行する納付書によらず、A市が収納することとなるが、当該期間に係る国民年金保険料額は、請求者が納付したとする十数万円以上という金額とは相違している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする平成10年8月又は同年9月は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、年金記録の過誤は考え難い。

なお、請求者は、A市で既に納付したはずの国民年金保険料が未納になっていたため、D市の社会保険事務所で確認してもらったところ、A市での国民年金保険料の納付が確認できたので記録を訂正しておくと言われたと主張しているが、日本年金機構は、当時、被保険者から年金記録についての照会があった際には、管轄外の市役所への納付記録の照会及び被保険者への回答は文書により行っていた旨回答しているほか、社会保険オンラインシステムの記録によると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記録は確認できない。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。